

## 《書評》

渡邊義浩著 汲古書院

**『西晉「儒教國家」と貴族制』**

(金沢大学) 安部 聰一郎

渡邊義浩氏の四冊目の研究書となる本書は、2005年から2010年までに発表された論文22篇を収めた大著であり、その本文の構成を目次によって示せば以下の通りである。なお、本書は全文正字によって印行されているが、ここでは通用字に置き換えたことをご了承いただきたい。

## 序論 「儒教国家」と貴族制研究

## 第一節 儒教の「国教化」論と「儒教国家」の成立

## 第二節 中国貴族制と「封建」

## 第一章 貴族制の成立

## 第一節 司馬氏の抬頭と西晋の建国

## 第二節 西晋司馬氏婚姻考

## 第三節 西晋における五等爵制と貴族制の成立

## 第四節 九品中正制度と性三品説

## 第五節 陸機の「封建」論と貴族制

## 第二章 「儒教国家」の再編

## 第一節 西晋「儒教国家」の形成

## 第二節 「封建」の復権

## 第三節 「井田」の系譜

## 第四節 国子学の設立

## 第五節 杜預の左伝癖と西晋の正統性

## 第三章 「儒教国家」の行き詰まり

## 第一節 西晋「儒教国家」の限界と八王の乱

## 第二節 諒闇心喪の制と皇位継承問題

## 第三節 華夷思想と「徙戎論」

## 第四節 陳寿の『三国志』と蜀学

## 第五節 陸機の君主觀と「弔魏武帝文」

## 第四章 貴族の諸相

## 第一節 王肅の祭天思想

## 第二節 嵝康の歴史的位置

## 第三節 杜預の春秋長曆

## 第四節 司馬彪の修史

## 第五節 『山公啓事』にみえる貴族の自律性

## 結論

また、結論の後ろに文献表・附表・あとがき・索引が附されている。

本書には、本年度の『史学雑誌』回顧と展望号(第120編第5号)における戸川貴行氏の紹介のほかに、既に津田資久氏による充実した書評があり(『唐代史研究』第14号、2011年)，本書の紹介・問題点の指摘などは尽くされている観がある。併せてご参照されたい。拙評にて新たに指摘し得る点は少ないかに思われるが、両氏の指摘にも導かれながら、重要と思われる点に絞り些か申し述べたい。

あとがきにて述べられているとおり、渡邊氏は本書において、後漢時代に成立したという「儒教国家」と、三国時代の知識人層である「名士」を母体にして形成される貴族、この従来論じてきた2つの主題の融合を図っている。この融合を図る上で鍵となったのが、封建、特に異姓に与えられる公・侯・伯・子・男よりなる五等爵であり、「皇帝は五等爵と九品中正制度によって、高位を世襲する貴族を国家的身分制として編成することができ、儒教はそれを封建という理念によって正統化できる。一方で、社会的身分としての貴族は、皇帝が構築する国家的身分制としての貴族制と重なりながらも、自律的な秩序を有し続ける」(606ページ)という形で西晋「儒教国家」における貴族制の成立を「論理的に説明し得た」ことこそが、本書の特徴であると渡邊氏は位置付けるのである。

上記の五等爵と西晋「儒教国家」および貴族制の関連について詳論しているのは第一章第三節であり、ここで論じられた「九品中正制度と五等爵制が相まって成立する国家的身分制としての貴族制」が本書を貫く重要な論点であることは、本書所収の諸論考において第一章第三節が繰り返し参考を求められている点からも明らかであろう。

(62)

しかしながら、戸川氏も示唆するごとく、五等爵によって貴族の世襲が保障される、という理解は、渡邊氏が初めて示したものではない。越智重明氏はかつて晋の五等爵制を論じ（同氏『魏晋南朝の政治と社会』吉川弘文館、1963、第二編第四章）、晋の封建制の実態の解明は晋時代の政治社会の基本的理解にかなりの影響を与えることを述べつつ、五等爵の継承、前王朝の五等爵の温存、封君と封地地方官長（相・内史など）との君臣関係、適用される服喪制度、封戸からの収入などについて詳細に論じたのち、封建制と士人の関係に触れ、『晋書』裴秀伝の記事をもとに晋の五等爵制が第五品官以上のものに爵を通じて世襲制を与えたことを指摘し、「魏末、皇帝（たらんとする司馬氏）の士人支配の「術」の一つとして、（名家たる・）上級士人（の代表的人物）即五等爵の所有者即世襲的上流官人という体制（への傾斜）が生じた」（上掲越智氏著書326ページ）とした。越智氏は同時に、この「士人支配の「術」」という観点から、九品中正制度、特に州大中正の制の強化が上級士人の世襲制を十分に保障するものとはならなかったことも指摘し、州大中正の制と五等爵制が両立していることの意義を示唆している。

以上の紹介からも窺えるとおり、渡邊氏と越智氏の五等爵の位置付けは、相通する部分がきわめて大きいと言わざるを得ない。しかし不思議なことに、本書文献表中には上掲越智氏著書およびその第二編第四章が明記されているにもかかわらず、渡邊氏は本論中で越智氏の所説と自説との関係について何も論じていない。もちろん渡邊氏は、上掲越智氏著書第二編第四章について、本論中で全く触れていないのではない。論及は一箇所、122ページ注（二二）に存在する。しかしここで述べられているのは、越智も西晋の五等爵制は西周の封建制とは明確に異なると理解する、ということに限られる。ところが実は、この越智氏の理解は、越智氏著書327ページを参照すれば明

らかなとおり、西晋の五等爵が「皇帝の士人とくに上級士人支配の「術」たるに適したものだった」という指摘を導き出す役割を果たしている部分なのであって、肝心の後半部分が何故見落とされているのか、やはり奇異に感ぜざるを得ない。

越智氏は後年郷論への関心を深め、これと皇帝の支配権力・州大中正の制の関係、さらに族門制へと議論を進めるに従い、相対的に五等爵を重視しなくなったようである。現に越智重明『魏晋南朝の貴族制』（研文出版、1982）第三章第九節「西晋貴族制の特質」では、五等爵は直接触れられていない。また越智氏の議論は制度史的であり、渡邊氏の政治史的な姿勢とは大きく異なる。貴族に対する理解の相違なども踏まえれば、越智氏が閑却した議論を、渡邊氏は異なる前提から新たに検討し再生した言い得るかも知れぬが、そうであっても関係を明言していないのは問題であろう。渡邊氏は、序章第二節にて封建を論ずる上で比較史的視座の必要性を訴え、本書中でもたびたび西欧封建制などの中国史以外の論点に触れるが、近くの先行研究との対話を差し置いたまま遠くと比較しても、有意義たり得まい。

最後に、揚げ足取りめいで恐縮ではあるが、明らかな誤植が残っている、条件節・修飾句の配置および読点の付け方が不適切なため文の構造が把握し難い、などの問題が本書中には点々と見受けられた。特に津田氏も指摘するように、第一章扉書きの各節簡介において、上に取り上げた第一章第三節の部分を第三章第二節の内容に誤っているのはいかがなものであろうか。昨今の出版事情を鑑みればやむを得ないことではあるが、思想史に関わる難解な内容を扱っている以上、推敲・校正にも充分に注意していただきたいかった。

評者の理解不足による誤解も含まれているかと存する。渡邊氏および大方のご寛恕、ならびにご教示を乞う次第である。

（2010年10月刊、621ページ、税込15,750円）